別表第二(第八条、第四	十三条関係)
事業の種類	許認可等
一 道路の新設又は改築の事業	イ 道路整備特別措置法第十条第一項又は第四項の規定に基づく許可
	ロ 道路運送法第四十七条第一項の規定に基づく免許又は同法第六十六条 第一項の規定に基づく認可
	ハ 土地改良法第四十八条第一項、第九十五条第一項又は第九十五条の二第 一項に基づく認可
	ニ 都市計画法第五十九条第一項から第四項まで又は第六十三条第一項の 規定に基づく認可又は承認
	ホ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十 三条第一項の規定に基づく変更、同条第三項の規定に基づく指示又は同法 第十五条の二第一項の規定に基づく許可
	へ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第 一項の規定に基づく許可
	ト 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく保安林の指定の解除
	チ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
	リ 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
	ヌ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
二 ダム、放水路又は堰(せき)の新築又は改築の事業	
	ロ 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十三条第 一項の規定に基づく事業実施計画の認可
	ハ 河川法第二十条の規定に基づく承認、同法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項若しくは第五十五条第一項の規定に基づく許可、同法第七十九条第一項(河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十五条第二号の改良工事に係る場合に限る。)若しくは第二項(同項第二号の政令で定める河川工事に係る場合に限る。)の規定に基づく認可又は同法第九十五条の規定に基づく協議
	ニ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
	ホ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
	へ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
	ト 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
	チ 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理

- 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
- 設又は改良の事業
- 鉄道又は軌道の建一イ 鉄道事業法第八条第一項、第九条第一項(第十二条第四項において準用 する場合を含む。) 又は第十二条第一項の規定に基づく認可
 - ロ 軌道法第五条第一項又は軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八 号) 第六条第一項の規定に基づく認可
 - ハ 都市計画法第五十九条第一項から第四項まで又は第六十三条第一項の 規定に基づく認可又は承認
 - 二 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
 - ホ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
 - 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一 項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
 - 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
 - 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
 - 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
- 飛行場及びその施|イ 設の設置又は変更の 事業
- 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十八条第一項又は第四 十三条第一項の規定に基づく許可
 - ロ 建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認又は同法第十八条第二項 の規定に基づく通知
 - ハ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
 - ニ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
 - ホ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一 項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
 - 本 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例(昭和四十八年群馬県 条例第二十三号)第十四条の規定に基づく承認
 - ト 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
 - チ 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
 - リ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
- 五 電気工作物の設置 又は変更の工事の事 業
- 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の規定に基づく認可又は 同法第四十八条第一項の規定に基づく届出の受理
- ロ 建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認又は同法第十八条第二項

の規定に基づく通知

- ハ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
- ニ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
- ホ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
- へ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認
- ト 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
- チ 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
- リ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理

六 工場又は事業場の イ 新設又は増設の事業

- イ 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定に基づく届出の受理
- ロ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の規定に基づく許可
- ハ 建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認又は同法第十八条第二項 の規定に基づく通知
- ニ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
- ホ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
- へ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
- ト 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認
- チ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
- リ 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
- ヌ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
- ル 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の規定に基づく認可又は 同法第四十八条第一項の規定に基づく届出の受理

七 廃棄物処理施設の イ 設置又はその構造若 |

「廃棄物処理法第八条第一項若しくは第九条第一項の規定に基づく許可、 同法第九条の三第一項若しくは第八項の規定に基づく届出の受理又は同

しくは規模の変更の 事業

法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の規定に基づく許可

- ロ 建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認、同法第十八条第二項の規 定に基づく通知又は同法第五十一条ただし書きの規定に基づく許可
- ハ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第− 項の規定に基づく許可
- ニ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
- ホ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
- へ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく保安林の指定の解除
- ト 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認
- チ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
- リ 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
- ヌ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理

八 畜産施設の新設又 イ は増設の事業 項

- イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一 項の規定に基づく許可
- ロ 建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認又は同法第十八条第二項 の規定に基づく通知
- ハ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
- ニ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基づく承認
- ホ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
- へ 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
- ト 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
- チ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可

九 大規模建築物の建 イ 設事業

- イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一 項の規定に基づく許可
- ロ 建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認又は同法第十八条第二項 の規定に基づく通知
- ハ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可

ニ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可 ホ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第-項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除 へ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理 チ 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理 リ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理 イ 土地区画整理法第四条第一項、第十条第一項、第十四条第一項、第三十 十 十地区画整理事業 九条第一項、第五十二条第一項、第五十五条第十二項、第七十一条の二第 一項又は第七十一条の三第十四項の規定に基づく認可 ロ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可 十一 新住宅市街地開 イ 都市計画法第五十九条第一項から第四項まで又は第六十三条第一項の 規定に基づく認可又は承認 発事業 ロ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可 十二 新都市基盤整備 イ 都市計画法第五十九条第一項から第四項まで又は第六十三条第一項の 事業 規定に基づく認可又は承認 ロ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可 十三 流通業務用地又 イ 都市計画法第五十九条第一項から第四項まで又は第六十三条第一項の は流涌業務団地の造 規定に基づく認可又は承認 成事業 ロ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一 項の規定に基づく許可 ハ 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二 十六条第二項の規定に基づく届出の受理 ニ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可 ホ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可 へ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一 項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除 ト 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認 チ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理 ヌ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理

十四 工業用地又はエ イ 業団地の造成事業

- イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一 項の規定に基づく許可
- ロ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
- ハ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
- ニ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく保安林の指定の解除
- ホ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認
- へ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
- ト 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
- チ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理

十五 宅地又は住宅団 イ 地の造成事業

- イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一 項の規定に基づく許可
- ロ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
- ハ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
- ニ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく保安林の指定の解除
- ホ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認
- へ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
- ト 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
- チ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理

十六 農用地の造成事 イ 業

- イ 土地改良法第四十八条第一項、第九十五条第一項又は第九十五条の二第 一項に基づく認可
- ロ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
- ハ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
- ニ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく保安林の指定の解除

- ホ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認
- へ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
- 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
- チ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
- 十七 スポーツ又はレ クリエーション施設 用地の造成事業
- イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第-項の規定に基づく許可
- ロ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の許可
- ハ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
- ニ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一 項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
- ホ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認
- 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
- 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
- チ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
- 鉱物の掘採事業
- 十八 土石の採取又は | イ 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十六条若しくは第二十条 第一項の規定に基づく認可又は同法第四十三条の規定に基づく協議
 - ロ 採石法第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定に基づく認可 又は同法第四十二条の二の規定に基づく協議
 - ハ 鉱業法第六十三条第二項の規定に基づく認可
 - ニ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
 - ホ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
 - へ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第-項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
 - 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
 - チ 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
 - リ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
- 都市公園の建設イ 十九 都市計画法第五十九条第一項から第四項まで又は第六十三条第一項の

事業	規定に基づく認可又は承認
	ロ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
二十 森林公園の建設 事業	イ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
	ロ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認
	ハ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
	ニ 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
	ホ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
	へ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
二十一 学校用地の造 成事業	イ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の規定に基づく許可
	ロ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
	ハ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
	ニ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく保安林の指定の解除
	ホ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基づく承認
	へ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
	ト 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
	チ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
二十二 研究所用地又 は研究所団地の造成 事業	
	ロ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
	ハ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
	ニ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定に基づく保安林の指定の解除
	ホ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基

自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく

づく承認

許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理

- 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
- チ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理

二十三 墓地又は墓園 の造成事業

- |イ 墓地、埋葬等に関する法律第十条第一項又は第二項の規定に基づく許可
- ロ 都市計画法第五十九条第一項から第四項まで又は第六十三条第一項の 規定に基づく認可又は承認
- ハ 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第-項の規定に基づく許可
- 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
- ホ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
- へ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一 項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
- ト 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認
- チ 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
- 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
- ヌ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理

配水施設用地の造成

- 二十四 浄水施設又は | イ 水道法第六条第一項、第十条第一項、第二十六条又は第三十条第一項の 規定に基づく認可
 - ロ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
 - ハ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
 - ニ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一 項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
 - ホ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認
 - 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
 - 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
 - チ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理
- 二十五 下水道終末処 イ 下水道法第四条第二項又は第二十五条の三第二項(同条第七項において

理場の建設事業

準用する場合を含む。) の規定に基づく協議

- ロ 都市計画法第五十九条第一項から第四項まで又は第六十三条第一項の 規定に基づく許可又は承認
- ハ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
- ニ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
- ホ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第一 項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
- 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
- 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
- チ 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理

の建設事業

- 二十六 発生土処分場 イ 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定に基づく変更、 同条第三項の規定に基づく指示又は同法第十五条の二第一項の規定に基 づく許可
 - ロ 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく許可
 - ハ 森林法第十条の二第一項の規定に基づく許可又は同法第二十六条第-項若しくは第二項若しくは第二十六条の二第一項若しくは第二項の規定 に基づく保安林の指定の解除
 - ニ 群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例第十四条の規定に基 づく承認
 - 自然公園法第二十条第三項若しくは第二十一条第三項の規定に基づく 許可又は同法第三十三条第一項の規定に基づく届出の受理
 - 自然環境保全法第二十五条第四項の規定に基づく許可又は同法第二十 八条第一項の規定に基づく届出の受理
 - 群馬県自然環境保全条例第十五条第四項の規定に基づく許可又は同条 例第十七条第一項若しくは第二十四条第一項の規定に基づく届出の受理

立て又は干拓の事業

二十七 公有水面の埋|公有水面埋立法第二条第一項の規定に基づく免許又は同法第四十二条第一 項の規定に基づく承認